

令和3年度

富士宮市

創工ネ・蓄工ネ機器等

設置費補助事業

(一般住宅用)

応募要領



® 富士宮市さくやちゃん

富士宮市では、二酸化炭素排出量の削減及び蓄電池等の利用による電力のピークカット・ピークシフトを推進するため、創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器を設置する人に対し、予算の範囲内において、次の要領で設置費の一部を補助します。

応募期間

令和3年4月1日(木)から令和4年1月31日(月)まで

※ただし、予算額に達し次第受付終了。

実績報告書の期限:令和4年3月10日(木)必着

予算額

2,800万円(すべての補助対象機器に対する補助金額の合計額)

※自治会集会所等が設置する補助金額を含む。

対象者

次のいずれかに該当し、**市税の滞納がなく、機器の設置に関して市の他の補助金を受けない人。**

なお、同一の種類 of 機器に対する補助は、同一世帯につき1回限りとします。

(1) 市内の自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に機器を設置する人。

(新築住宅、既存住宅、店舗併用住宅)

※ただし店舗併用住宅は、店舗と居宅で電力量計(スマートメーター)を分けてあり電力の使用が別々であるものに限る。

※新築住宅の場合、実績報告書提出期限までに住宅の引き渡し完了していないものは、補助の対象外とする。

(2) 自ら居住するために機器が設置された住宅を市内に新たに購入する人。

(建売住宅)・・・引渡し前

富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に、機器設置工事に着手した場合又は建物の引き渡しをした場合は補助金を受け取ることができませんのでご注意ください(詳細は5頁参照)。

補助対象機器・補助金額

補助対象機器は、未使用品で、自作品でないものに限ります。

なお、家庭用燃料電池(エネファーム)と定置用リチウムイオン蓄電池は、6年間以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含まず。

複数の機器を設置する場合は、設置する機器に対し、各々の補助金を受け取ることができます。

(1)太陽光発電システム

●補助対象機器

住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、次の項目を満たすもの。

・電気事業者と電力受給契約を締結し、低圧配電線と逆流のある方式で系統連系しているもの。ただし、余剰電力売電方式のものに限る。

・太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナ(インバータ)の定格出力のいずれかが10キロワット未満であること。ただし、増設の場合は、既に設置してある太陽電池モジュールの公称最大出力との合計又はパワーコンディショナ(インバータ)の定格出力との合計のいずれかが10キロワット未満であること。

- 補助金額:太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力に20,000円を乗じた金額。

(2) 家庭用燃料電池(エネファーム)

- 補助対象機器

燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、主として家庭における電気と熱の供給を目的としたもの。

- 補助金額:上限100,000円。ただし、リース契約の場合:上限50,000円。

(3) 家庭用ガスコージェネレーションシステム(エコウィル)

- 補助対象機器

ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されるガスエンジン給湯器で、次の項目を満たすもの。

- 補助金額:上限100,000円

(4) 定置用リチウムイオン蓄電池

- 補助対象機器

リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの。

- 補助金額:上限100,000円。ただし、リース契約の場合:上限50,000円。

(5) ビークル・トゥ・ホームシステム

- 補助対象機器

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅等の電力として使用するために必要な機能を有するシステムで、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」の補助対象機器として指定しているもの。

- 補助金額:上限50,000円

※市の補助対象機器である、定置用リチウムイオン蓄電池を備える設備については、蓄電池の補助金額(上限100,000円)を合わせて交付いたします。

- ★クリーンエネルギー自動車を同時に申請し、接続して使用する場合

ビークル・トゥ・ホームシステムに対する補助金に加えて下記の補助金額を助成します。

- 補助対象機器

自家用として購入された電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象車両として指定しているもの。ただし、新車の状態でビークル・トゥ・ホームシステムと接続して使用するために同時に申請され、所有者が同一の名義であるものに限る。

- 補助金額:上限50,000円

(6)HEMS

●補助対象機器

住宅におけるエネルギー管理システムで、電力使用量を計測・蓄積し、そのデータを「見える化」することができる機器で、ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

●補助金額:上限10,000円

補助対象経費

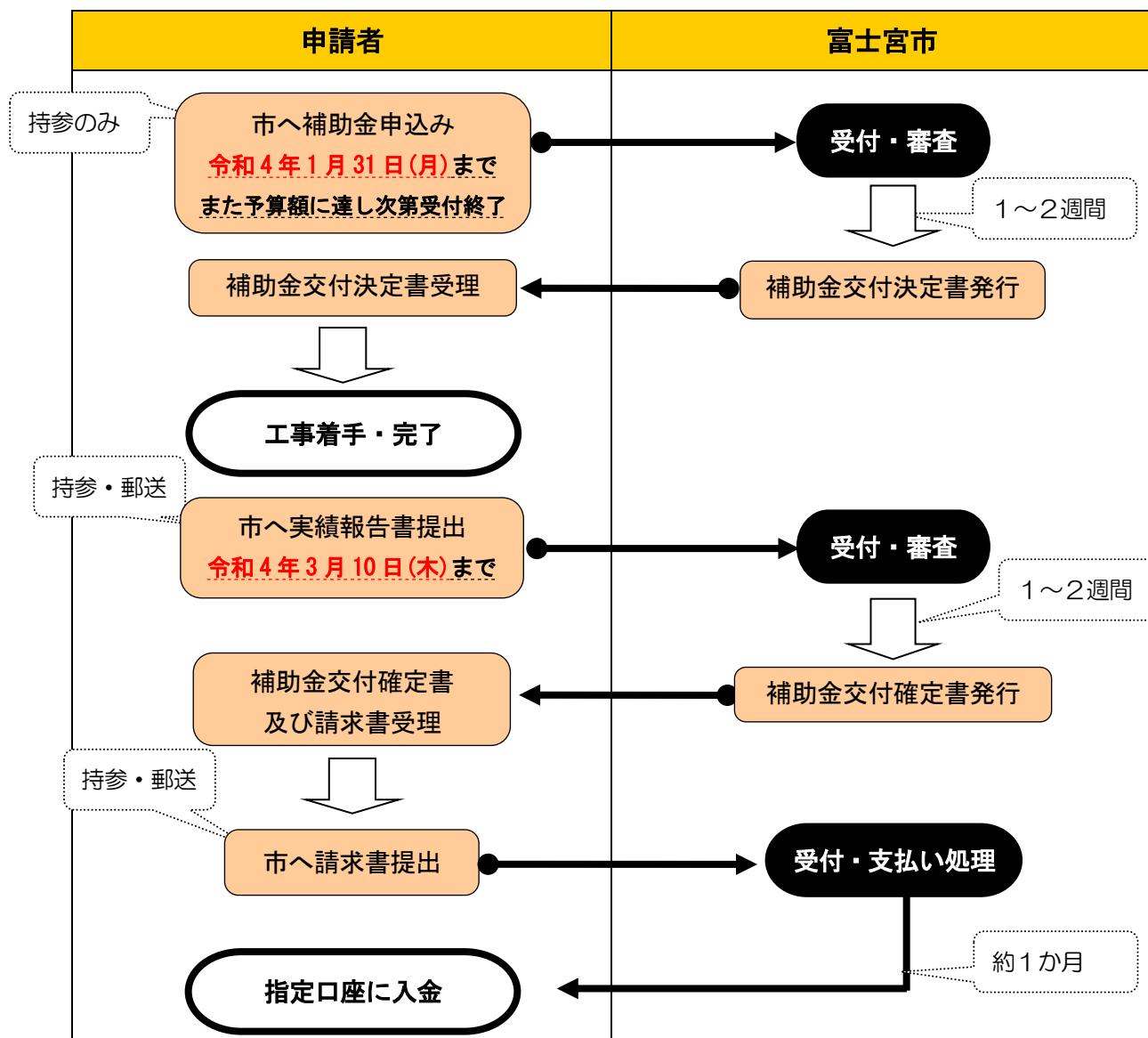
補助対象経費は、本体機器等の機器費用(税抜)から国・県等の補助金額を差し引いた金額とし、設置に係る工事費、諸経費等は補助対象外とします。

補助金額の計算方法

市の補助金額は、機器費用(工事費を除く(税抜))から国・県等の補助金を差し引いた金額の2分の1以内、上限額を超えない額を支給します。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※国・県等の補助金制度があり、申請期限内のものは補助金申請を行ってください。

補助金申請の流れ



- 富士宮市に補助金交付申請書提出後、補助金交付決定書を発行するまで1~2週間かかります。工事着工日までの日数を考慮し、余裕を持って申し込んでいただくようお願いいたします。
- 富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に機器設置工事に着手(※)した場合(新築・既築)又は建物の引渡しをした場合(建売)は補助金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の補助金交付決定書を受け取ってから着手いただくようお願いいたします。

※機器設置工事の着手とは

補助対象機器の設置に関する工事に着工した段階で、機器設置工事に着手したものとみなします。太陽光発電システムなどは屋根工事に着手すると、機器設置工事の着手として補助金が受けられない場合もありますのでご注意ください。

また、現地調査により事前着手を確認した場合は、補助金の申請を取下げて頂くこととなりますので、ご注意ください。

※ただし、令和4年3月10日(木)までに実績報告書を提出することが必要です。

補助金を受けようとする方は、下記書類をすべてそろえて、**環境企画課窓口**に直接提出してください。

郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある申請書は受け付けできませんので御注意ください。なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

【全機種共通の書類】

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金交付申請書(市指定の様式)
※複数の機器を設置する場合も1部のみ提出してください。
- (2) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金システム設置計画書(市指定の様式)
- (3) 交付申請者の市税完納証明書
※**申請書提出日前1か月以内に取得したもの。**
※令和3年1月1日現在に住民登録していた市町村で最新のものを取得してください。税完納証明書を発行していない自治体の場合は、納税証明書等、市税の完納を証明できる書類を取得してください。
(注意)市税完納証明書が発行されない場合、同居世帯員の市税完納証明書を求める場合があります。
- (4) 対象機器の経費内訳が確認できる工事請負契約書又は見積書の写し。
※建売住宅の場合は、売買契約書の写しを添付してください。
※リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写しを添付してください。
※実績報告時には、契約書の契約金額又は見積書の見積もり金額が支払われたことが分かる領収書の提出が必要です。
- (5) 設置機器の形状及び規格に関する資料(カタログ、パンフレットなどの写し)
※型式、型番、キロワットなど、システム設置計画書に記載した内容が確認できるものを添付してください。
- (6) 機器設置工事着手前の現況のカラー写真(撮影日記載)
※**交付申請書提出日前2週間以内に撮影されたもの。**
 - ① 機器を設置する建物全体及び機器設置場所の写真。
※実績報告時にも、同じ角度から撮影し、同一の建物であることが分かる写真を提出していただきます。
※新築などで申請時に建物の写真が撮れない場合は、実績報告時の写真と見比べた時に同じ場所であることが確認できるよう、設置場所の周辺状況のわかる写真を添付してください。
 - ② 太陽光発電システムを設置する場合は、設置予定の屋根すべての写真を添付してください。
- (7) 機器を設置する場所周辺の地図
※縮尺1, 500分の1程度のもの。印をつけるなど、設置場所を明示してください。
- (8) 補助金申請書類チェックリスト(市指定の様式)
- (9) 代理人選任届(市指定の様式)
※申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外が、事務手続きを代理で行う場合のみ必要。

【太陽光発電システムを設置する場合の追加書類】

- ・太陽電池モジュールの配置図
- ・同一敷地内の車庫や倉庫の屋根等に設置し、住宅へ系統連携する場合は、住宅と設置建物が確認できる写真

補助金交付決定

交付申請書受付後、必要に応じて現地調査を行い、1～2週間程度で、申請書に記載されている住所地に「富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金交付決定書」を送付します。受領後、工事に着手してください。

市への実績報告書の提出

提出期限: 令和4年3月10日(木)必着

機器設置工事後、下記の書類をすべてそろえて、速やかにご提出ください。

※下記の書類に代わる書類での受付はできかねます。提出期日までに実績報告書類の提出が不可能な場合、補助金の申請の取り下げが必要です。

速やかに「富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金交付申請取り下げ書」をご提出ください。

【完了日とは・・・】

・太陽光発電システムは(A)系統連系日(系統連系電力会社と対象システムの電力受給を開始した日)

(B)対象機器の保証書の発行日

※(A)(B)のいずれかの日付

・クリーンエネルギー自動車は車両登録日

・その他の機器は保証書に記載された日

リース契約の場合は、機器の利用が可能となった日

※複数の機器を設置し、設置完了日が異なる場合は、完了日が遅い日を記入すること。

実績報告書は郵送でも提出できますが、不備・不足がある場合は返送いたします。郵送前に必ず確認をお願いします。

【全機種共通の書類】

(1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業実績報告書(市指定の様式)

(2) 交付決定者の住民票

※機器を設置した場所に居住が確認できるもので、実績報告書提出日前3か月以内に交付のもの。

(3) 機器設置工事の領収書の写し

※申請時に提出した、契約書の契約金額又は見積書の見積もり金額が支払われたことが分かるもの。

(4) 機器設置工事完了後のカラー写真

※交付申請時に提出した写真と同じ角度から撮影し、同一の建物であることが分かるもの。

※機器を設置した建物全体の写真に加え、下記「★機器別 必要な写真」を添付してください。

★機器別 必要な写真

① 太陽光発電システム

・システムを設置した箇所すべての屋根の写真(モジュールの枚数が確認できるもの)

・パワーコンディショナの本体及び銘板の写真(型式名や製造番号が明確に読み取れるもの)

※ただし銘板の写真については、パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(出荷成績書、または保証書の写し等)で代用可能。

② 家庭用燃料電池(エネファーム)

・燃料電池ユニットの本体及び銘板の写真

・貯湯ユニットの本体及び銘板の写真

③ 家庭用ガスコージェネレーションシステム(エコウィル)

・ガスエンジンユニットの本体及び銘板の写真

・貯湯ユニットの本体及び銘板の写真

④ 定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム

・本体及び銘板、設置状況が分かる写真

⑤ クリーンエネルギー自動車

・自動車本体及びナンバープレートの写真

⑥ HEMS

・HEMS機器の全体写真

・モニター等に電力使用量が表示され、使用可能であることが分かる写真

(注意) 3月10日(木)までに撮影した写真を添付すること。写真がぼやけている、距離が遠く対象機器の確認ができない写真は受け付けできませんのでご注意ください。

(5)実績報告提出書類チェックリスト(市指定の様式)

(6)代理人選任届(市指定の様式) ※補助金申込みの際に提出した場合は省略

【住宅用太陽光発電システムを設置した場合の追加書類】

・電力受給契約(接続契約)に関する通知の写し(「接続契約のご案内(東京電力パワーグリッド)」または「系統連系に係る契約のご案内(中部電力株式会社)」のいずれか)

・系統連系日を確認できる書類等の写し(電気事業者からのメール画面コピー可)

もしくは、本体機器(モジュールもしくはパワーコンディショナー)の内容を含んだ保証書の写し

・パワーコンディショナーの型式名と製造番号が確認できる資料(銘板写真でも可)

【クリーンエネルギー自動車をビークル・トゥ・ホームシステムと同時購入した場合の追加書類】

・車検証の写し

【住宅用太陽光発電システム・クリーンエネルギー自動車以外の機器を設置した場合の追加書類】

・保証書の写し(リース契約の場合は、設置の完了が確認できる書類)

※日付、型式、販売者名が記載されているもの。システムを構成する機器にそれぞれ保証書が添付されている場合は、すべての保証書の写しを提出してください。

補助金交付確定

実績報告書受付後、必要に応じて現地調査を行い、実績報告書に記載されている住所地に「富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金交付確定書」を送付します。交付確定書には請求書を同封して送付いたします。

請求書提出・補助金の振込み

請求書に必要事項を記入後、2週間以内に郵送又は環境企画課窓口を持参して提出してください。

請求書を受理後、約1か月で指定口座に補助金を振り込みます。

計画内容に変更があった場合

計画内容に変更(補助金申請額の増減等)があった場合は、下記の書類を環境企画課に提出してください。

補助金額が増える内容の変更の場合は、機器設置工事着手前に提出があった場合のみ補助金額を増額します。**機器設置工事着手後に提出があった場合は、補助金額の増額は行いません。**補助金額が減る内容の変更の場合は、提出の時点に関わらず、補助金額を減額します。

【補助金額が増額になる場合】 ※提出は工事着手前

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金変更交付申請書(市指定の様式)
- (2) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金システム設置計画書(市指定の様式)
- (3) 対象機器の経費内訳が明記されている変更後の工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 変更後の設置機器の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)
- (5) 機器設置工事着手前の現況のカラー写真(撮影日記入)

※変更交付申請提出の2週間以内に撮影されたもの。

※変更交付申請書提出時点で機器設置工事着手前であることが分かるもの。

【補助金額が減額になる場合】

- (1) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金変更交付申請書(市指定の様式)
- (2) 富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金システム設置計画書(市指定の様式)
- (3) 対象機器の経費内訳が明記されている変更後の工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 変更後の設置機器の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)

※申請した機器の一部を取り下げる場合は、取り下げ書ではなく、変更交付申請書をご提出ください。

【補助金額に変更がない場合】

実績報告書中の「設置機器の補助対象経費の領収内訳(税抜)」に変更内容を記入してください。変更後の契約書または見積書及び、設置機器の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)を添付してください。

補助金の申請を取り下げる場合

補助金を申請した機器の設置を中止するなど、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金交付申請取り下げ書」(市指定の様式)を環境企画課に提出してください。

※現地調査により事前着手があった等の場合、取り下げ書を提出していただきます。

その他

- 原則として、申請者本人による提出をお願いします。やむを得ず申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外の方が代理で提出する場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について何うことがありますので、説明できる方による提出をお願いいたします。
- 交付申請書及び実績報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 富士宮市への請求書及び代理人選任届には、朱肉を使って押す印鑑を使用してください(スタンプ印等の浸透印は不可)。
- 代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について申請者も把握していただきますようお願いいたします。

交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付申請取り下げ書・チェックリスト・代理人選任届 の様式は富士宮市のホームページからダウンロードできます。

創エネ・蓄エネ

で検索



■書類提出先及び問合せ先■

富士宮市役所 環境企画課 環境エネルギー室

〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地

電話：0544-22-1131 (直通)

FAX：0544-22-1207

Mail：kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp